

改正

令和2年3月30日告示第49号

令和6年11月1日告示第119号

田村市教育・保育施設等給食費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育・保育施設等を利用する児童の給食の提供に要する費用（以下「給食費」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給食費の助成の対象者（以下「対象者」という。）は、保護者及び児童が田村市に住所を有し、田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年田村市条例第24号）第2条第2号から第8号まで又は子ども・子育て支援法第7条第10項第2号及び第4号に規定する認定こども園等（以下「対象施設等」という。）に通園し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定教育・保育給付1号認定を受けている児童
- (2) 特定教育・保育給付2号認定を受けている児童であって、当該年度の4月1日において満3歳に達している児童
- (3) 施設等利用給付1号認定を受けている児童
- (4) 施設等利用給付2号認定を受けている児童であって、当該年度の4月1日において満3歳に達している児童

(助成限度額)

第3条 給食費の助成の額は、給食の提供に要した費用と月額5,000円のいずれか低い方とする。

(助成金の受領)

第4条 給食費の助成の受領は、対象施設等の代理受領とする。

(助成金の請求)

第5条 対象施設等の設置者は、助成金の請求書を市長に提出するものとする。

2 前項の請求書は、対象者全員の助成金の合計額とする。

3 市長は、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 対象施設等の設置者が虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、市長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給食費の助成について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。